頂いた主なご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
使用過程車に対する改造についても、認定の対象とす	使用過程車については、改造前の自動車の性能が一定
べきではないか。	ではなく、結果として、改造後の自動車の品質管理が難
	しいことから、制度の対象外としております。
改造の内容に関わらず、認定の対象とすべきである。	本制度においては、排出ガス性能が抜本的に向上する
(例えば、燃料を変更しない改造であっても、十分な排出	改造であって、改造前の状態に容易に戻すことができな
ガス低減性能を有する改造であれば、認定の対象とす	いもの(例えば、ディーゼル車から CNG 車への改造等)
るべきではないか。)	を認定の対象としており、その基準の一つとして、燃料
	の種類を変更することを求めております。
改造車のほか、型式指定をとらない輸入自動車(輸入車	排ガス低減性能向上改造として認定するためには、低
特別取扱対象自動車)も、認定の対象とすべきである。	排出ガス車認定実施要領に定める耐久走行試験後の
	排出ガス値が認定基準を満たしていることが要件となり
	ます。ご意見にある輸入車特別取扱制度認証車等の自
	動車については、要件を満たすことのデータが確認でき
	ないことから、低排出ガス車として認定することは困難で
	あると考えます。なお、これらの自動車も自動車等の型
	式指定を受けることは可能であり、これにより耐久走行
	試験後の排出ガス値を有すれば、低排出ガス車として
	認定されることが可能です。
JE05 モードの測定試験について、受注生産車となる改造車	エンジンベンチによる試験に代えて、運用上、シャシベー
を、エンジンベンチにより試験することは困難である。	スの同等試験法を認める方向で検討しております。
耐久要件の確認に関して、実走行による確認は困難。性	新型認証時の審査と同様に、運用上、耐久走行に代え
能劣化係数による計算等による確認を可能にしていただき	て、劣化補正値等に基づく排出ガス推定値により確認す
たい。	る方法も認める方向で検討しております。

以 上